

第七回大会は、一九九九年十二月十八日（土）早稲田大学国際会議場において開催された。全体テーマは競技者をめぐる法律問題である。

第1 大会

自由研究発表は、第一部会と第二部会の二会場に分かれ、それぞれ発表と討議が行われた。司会は第一部会を諏訪伸夫会員、第二部会を森川貞夫会員が担当した。

第2 総会

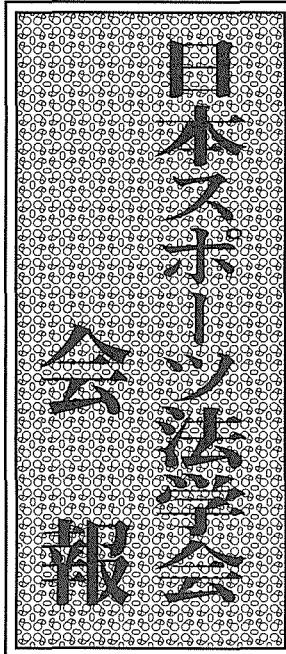
総会は野間口英敏会員（東海大

学）の司会で行われた。濱野吉生会長（早稲田大学）の挨拶の後、菅原哲朗事務局長（弁護士）から今年度の活動報告及び決算報告並びに二〇〇〇年度の事業計画及び予算案が報告・提案された。

活動報告については、会員二三名に至っていること、一九九九年度には、夏期の三部会合同研究会、日本スポーツ法学会と共催でボーランドスポーツ法学会会長シユワルツ教授による後援会などの研究活動が報告された。二〇〇〇年度は、従前の基本法承認された。

日本スポーツ法学会

第七回大会盛大に開催される



第 15 号

発行人 濱野吉生
編集人 菅原哲朗日本スポーツ法学会事務局
〒186-0034 東京都国立市中一十九一八
第七叶ビル五F電話 ○四一一五八〇一三五
FAX ○四一一五八〇一六二七五
総合スポーツ研究所内

会基調講演は次の二名の会員によつて行われた。まず川原貴会員（日本体育・学校健康センター）が「国立スポーツ科学センター設置準備室長」が「ドーピングと仲裁機関」と題して行つた。川原会員は内科医であり、日本オリンピック委員会理事、アンチドーピング委員会委員長、医学・情報専門委員会委員長もつとめれている。

講演は川原会員が現在日本においてドーピング検査において陽性とされた違反者が上訴できるような仲裁機関をどう立ち上げるかに取り組んでいることを示しながら、ドーピングの歴史と現状についてふれられた。それによると、ドーピングは十九世紀末から自転車、サッカー競技等で始まり、一九六〇年のローマオリンピックでの薬物を使用していた自転車競技選手が死亡したことから一気に規制が問題になつてきた。その後も一九

基調講演

六七年のツールドフランスでテレビ放映中に死亡事件が起り、社会的な問題になってきた。当初は興奮剤、強心剤が主であつたが、第二次世界大戦後は覚醒剤が使用され、一九六〇年代から現在まで蛋白同化剤が主流になってきた。

ドーピングがかつては社会主義諸国が国威発揚の一環としてスポーツを利用し、その中で使われたものであるが、現在では欧米で一般人や青少年にまで広がってきており、スポーツの世界だけでなくなってきていることにより深刻な状況をもたらしている。

世界のアンチ・ドーピングの動きは、一九六四年の東京オリンピックで国際スポーツ科学会議を開催ドーピング問題を討議し、IOC医事委員会が設置され薬物禁止リストを提示した。さらに一九六八年のグルノーブル、メキシコ大会からドーピング検査を開始し、一九八六年には練習中のドーピング検査も開始した。IOCはアンチ・ドーピングに力を入れるようになり、

一九八八年にはカナダで「アンチ・ドーピング常設世界会議」を開催し、一九九二年にはロンドンでのIOC総会上「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」を採択した。一九九九年にはローザンヌで「スポーツにおけるドーピング世界会議」を開催しルールの統一をはかった。そして同年にIOCが「世界アンチ・ドーピング機構」を設立した。

「アンチ・ドーピング国際オリンピック憲章」においては陽性とされた選手の上訴の道が提供されなければならないとして検査の適正手続き、処分の決め方等について「正当な過程のメカニズム」でモデルが示されている。

ドーピングに対する仲裁機関としては一九八三年にIOCがCAS(スポーツ仲裁裁判所)をローザンヌに設立し、さらにICAS(国際スポーツ仲裁評議会)が独立の財團として設立されている

ピングに力を入れるようになり、れば薬物禁止も競技団体によつて異なる等の問題点をあげて仲裁機関の課題を提示した。続いて本学会副会長小笠原正会員(東亜大学法学部)が「國家賠償法における公権力の行使」と自治体の責任——過失と注意義務・安全配慮義務——と題して行った。

小笠原会員は、スポーツ法学者は、スポーツの私的自治的性格から条理法の理念と深く関わり、特に学校スポーツ事故においては教育法の性格との関係において検討されなければならないという前提に立つて進められた。

学校スポーツ事故に対する賠償責任の追及は自己責任説に傾いているのではないかと述べるのである。

そこで国家賠償法とスポーツの関係を教育現場でのスポーツ事故について取り上げた。児童・生徒は成長発達過程にあり心身共に未熟な状態にある。このような未発達な状態にある子どもたちが集団生活をする場が学校であるから、当然そこには生命・身体に対する危険が生じることがありうる。この危険性は学校が持っているものと、教育そのものが持っているものもある。その結果において学校事故が引き起こされる。場合によっては社会的に深刻な問題を発生させることになる。

第一条の規定する公権力の行使の性格と損害賠償の性質をどのように考えたらいいか、憲法一七条と国家賠償法を体系的に見たときの学説の対立、代位責任説と自己責任説について検討を加えた。現在の判例や学説の通説は代位責任説であると指摘しながら、しかしながら近年は国家賠償責任の追及は自己責任説に傾いているのではないかと述べるのである。

そこで国家賠償法とスポーツの関係を教育現場でのスポーツ事故について取り上げた。児童・生徒は成長発達過程にあり心身共に未熟な状態にある。このような未発達な状態にある子どもたちが集団生活をする場が学校であるから、当然そこには生命・身体に対する危険が生じることがありうる。この危険性は学校が持っているものと、教育そのものが持っているものもある。その結果において学校事故が引き起こされる。場合によっては社会的に深刻な問題を発生させることになる。

学校におけるスポーツ事故は、授業中、課外クラブ活動、学校行事等々で発生してくるため、これを回避することは難しいことである。これを法的手段において解決しようとすると当然に損害賠償責任問題が出てくる。公立の学校においては国家賠償法第一条との関係になつてくる。しかしこれには学説上、判例上の対立がある。つまり公権力の行使とはどのような意味を持つのかである。一般的には教育は非権力的作用であるといえるから、公権力の行使にはあたらない。しかしそうなると学校事故においては国家賠償法は適用されないということになり問題になる。等々以下判例、学説を加えながら詳細に検討をされた。

(入澤 充 記)

スポーツ法学の課題 I

アンチドーピング協議会の活動状況

佐藤 千吉 (朝日大学)

(一) JOCと各団体の検査手続きや薬物の扱いの違いから生じる問題や(二)調整機関に統括団体を参加させた場合に生じる問題について法学の協力が必要不可欠であると指摘された。また「提言」ではドーピング紛争を処理するため仲裁機関の利用について触れたが、紛争に至るものは少なく費用もかからないからJOCが費用を出し問題が起きるたびに仲裁人に集まつてもらう形で速やかに立上げてはどうかという意見が出された。しかしJOCと競技者が争う場合には、費用もかかるな

(二) JOCと各団体の検査手続きや薬物の扱いの違いから生じる問題や(二)調整機関に統括団体を参加させた場合に生じる問題について法学の協力が必要不可欠であると指摘された。JOCの窓口や施設を借りることも競技者にとって仲裁に付す意欲を削ぐことになろう。仲裁は競技者の自由な意思に委ねられなければならない、団体も競技者の立場を踏まえた規則を作るべきであると述べた。また文部省の関係者から調整機関に関する質問があり、立法に基づかない民間の公的な機関として設立し、加盟を強制せず希望する団体が任意に契約を結ぶ方式を確認した。機関が行なう検査の違反に対してもアマとは別にプロについて罰金を設けたり、禁止薬物がインターネットでも容易に入手できるから厚生省とも連携をとるべきであるとの発言もあつた。

第六回協議会(平成二一年五月二十五日)では、二月にローザンヌで開催された世界ドーピング会議の状況が報告された後、国内調整機関の審議に入った。「提言」では国立スポーツ科学センターの一部として設立し、な

おセントーからは独立した運営を行なうことと提唱したが、「サッカーワールド」による援助の受け皿が国のセンターになるのは不都合であると黒田座長が指摘をした。そこで諸外国の状況を考慮して財團として設立することに決め、基本財産の出資を各競技団体にお願いすることになった。団体からの資金集めには困難が予想されたため基金(公益信託)として発足させ、いざれ財團に移行する二段構えのやり方を考へられると述べた。調整機関はスポーツから独立した存在であるべきだが、国から独立する必要はないとの意見もあつた。しかし、理想とすべきス

一つが国から支配されることにあるならスポーツ倫理とその実現に關わる機関もまた国から独立することが望ましいのは当然ではなかろうか。財源不足に悩む文部省に金を出す気はなく、委員の多くも運営費を国からもらうことはともかく、設立は民間で行なうとの方針を支持した。

第七回協議会（平成一二年一二月九日）では、調整機関の資産を五〇〇〇万円とし、名称を「財団法人日本アンチドーピング機構」と決め、寄付行為の文案が検討された。機構は加盟しない団体に対し強制力を持たない点が確認されたが、理事会とは別に「常任理事会」が設けられ会長と招集し易い東京周辺の理事事が独走する危険を問題にできるだろう。常任理事は理事会から選ばれ、常任理事会の権限も理事会が付与する形にはなつてゐるが、競技団体の実情を見れば評議員会から選出された理事を絞らなければならぬ必要はなさそうに思われる。またIOCや各國政府が出資する国際ア

ンチドーピング機関の運営にはスポーツ団体の関係者ばかりでなく、これに相應する数の政府関係者や学識経験者も加わることになつていて。そこで国内機関においても諸団体から中立の立場を保つには、運営費の大半を与える国の代表や第三者の立場から学識経験者の相当数の参加を求めるべきではないかと提案し、理事・常任理事のレベルで考慮したいとの座長の返答を受けた。加盟団体がやめる場合には理事会と評議員会の過半数の同意が必要であり、懲罰を加える場合に勝手にやめられては困るからという理由であった。

これは損害賠償で解決すれば良く利用者の立場からの打ち切りは報告・了承で処理すべきでないかと述べた。その他、文字の瑣末な修正がなされ、あるいは検討を要望する条件をつけて議事が進行した。この後、事業計画・予算案を承認し、発起人（二〇名）について黒田座長に一任した。一月中旬に文部省の次審査、三月に二次審査を受け、

四月初めに発足する予定になつてある。最後に川原委員よりスポート仲裁研究会の設立が報告された。協議会とは別個の独立した研究会として了承され、スタッフ七名の中に菅原事務局長が加わることである。

自由研究発表

三階第一会議室において、自由研究発表第一部会が催された。

富澤輝男会員（国際武道大学）

から、「英國におけるスポーツ振興とチャリティ法」スポーツ振興の公益性」と題して、英國における「スポーツ振興」に関する、贈与・信託および団体の公益性の問題についての発表があつた。森浩寿会員（日本大学文理学部人文科学研究所）からは、「オーストラリアのドーピング規制に関する法的対策」について、ドーピング問題の諸外国の動向を踏まえたオーストラリアにおけるドーピング問題に関する研究発表があつた。

（中田 誠記）

自由研究発表第二部会

自由研究発表第二部会の山中鹿

次会員「市民マラソンの安全対策、法的問題—全国市民サミットの報告から—」では、市民マラソン大会を開催する上で必要な安全対策や法的問題について検討がなされた。報告では、これまでに実施されたアンケートの結果や実際に直面した問題等から現状分析が行われ、法的問題に対する取り組みの必要性を説かれた。

員（新日本スポーツ連盟）からは、「サッカーカーくじ法について」として、サッカーカーくじに関する問題について、他の競技団体との比較や法的問題についての研究発表がなされた。森浩寿会員（日本大学文理学部人文科学研究所）からは、「オーストラリアのドーピング規制に関する法的対策」について、ドーピング問題の諸外国の動向を踏まえたオーストラリアにおけるドーピング問題に関する研究発表があつた。

田崎博識会員「指導者制度の簡素化と法制化—国民と指導者の便益と調和をめざして」では、スポーツを始めとする健康新規格制度について幅広く検討された。そして、現在の乱立する資格を整備し、新たな国家資格制度の構築を提言された。

水沢利栄「大学体育におけるス

キー授業（リスクマネジメント）」

一同意書を用いた授業の試み」

では、大学の体育授業としてスキーを実施する際の事故防止策としての同意書の可能性について検討された。報告では、実際にスキーアンケートの結果をもとに、その有効性が指摘された。

（森 浩寿 記）

理事会議事要録

一九九九年 第五回

日時..平成十一年十月十六日

（土） 会員の現在数が二百三十名であることが報告された。

場所..総合スポーツ研究所

出席理事 濱野吉生、小笠原正、

伊藤堯、菅原哲朗、諏訪伸夫

委任状提出 井上洋一、永井憲

出席監事 日野一男

浅道男

議題 一 入・退会会員に関する件

入会者一名 吉田朋を承認した。

二 第七回大会開催に関する件

日程..平成十一年十二月十八日（土）

場所..早稲田大学国際会議場

テーマ..競技者を巡る法律問題

題 大会通知及び返信ハガキ（十

月末に発送する。

第二部会司会者を中村浩爾会員から森川貞夫会員へ変更に

なつた件につき承認・決定され

た。

昼食の弁当は税込み千円と承認決定された。

一九九九年度活動報告及び決算並びに二〇〇〇年度事業計画案及び予算案を理事会に諮

り、原案通り承認された。

四 研究組織変更に関する件

従来の三部会制度を廃止し新

たに、事故判例・少年スポ

ツ安全対策・ADRに関する

研究専門委員会を設置することを了承した。

五 その他

年報第七号の書評担当者を野

間口英敏会員から入澤充会員

に変更したことを了承した。

次号（一五号）会報から広告

掲載することを了承した。

第一四号会報を発行すること

が決定された。

※ 第六回理事会予定..二〇〇〇

年一月二十九日（土）PM三時

..国立の総合スポーツ研究

所にて

員から森川貞夫会員へ変更に

なつた件につき承認・決定され

た。

研究費現中

¥3,150（税込）スポーツ事故判例集

ケーススタディ 改訂第3版

スポーツアクシデント

東京女子体育大学名誉教授
伊藤堯著

（日本スポーツ法学会理事）

体育授業中の水泳スタート練習中の事故

夜間のスキー場で遊具用ソリで滑走中に鉄塔に衝突した事故

国際大会出場選手とトレーニングセンター会員の衝突事故

テニスクラブの会費値上げ反対デモ行進参加者への損害賠償請求

など、指導者・管理者必見の事例に法的な解説を掲載。

ハガキ/FAX/電子メールで御注文下さい。
〒105-0014港区芝2-27-8-4F 体育出版社販売部
TEL 03-3457-7112 E-mail: books@taikyu.co.jp
記入事項（書籍名/住所/購入者氏名/送り先電話番号）

お問合せは03-3457-7122

青林法律相談シリーズ
スポーツの法律相談
【10月刊行予定】

伊藤堯・濱野吉生・浦川道太郎・菅原哲朗編

関連知識から紛争・事故の対処方法まで、
スポーツをめぐる法律問題にズバリ解答！

東京都文京区本郷6-4-7

青林書院

TEL:03(3815)5897 FAX:03(3814)1316 http://www.seirin.co.jp

